

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	外務省
法人名	独立行政法人国際交流基金

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○不要資産の譲渡収入等の国庫納付にあたっては、国庫納付を求められた766,181千円について更なる検証を行い、6,760千円を追加納付することとし、平成22年度中に772,941千円を国庫納付済み。 ○国際交流基金運用資金のうち、日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、22年度中に34,209,350千円を国庫納付済み。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○職員宿舎については、職員数、年間の海外赴帰任数、過去の利用状況等の確認、分析に基づいた必要数を精査し結果をとりまとめたので、それに基づき、不要宿舎を処分する予定。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○個別に措置を講ずべきとされた職員宿舎以外は現状で不要な資産は保有していないと考えているが、その他の資産も対象に、自主的な見直しを不断に行っていく。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○中期計画期間(平成19年度～23年度)を通して、以下の措置等により管理費削減に努め、平成23年度において平成18年度比▲15.0%以上(うち本部事務所借料削減額▲244,150千円、削減率▲37.4%、本部事務所借料以外の一般管理費削減額▲219,893千円、削減率▲10.4%)の一般管理費削減を達成する見込み。 ①平成20年度における本部事務所の移転 ②平成18年度における抜本的な人事給与制度改革に基づく、能力評価・業績評価の人事・給与への反映や人件費の合理化 ○平成23年度においても引き続き、平成24年度以降の本部事務所借料について市況を踏まえた交渉を行う等により管理費削減に向けた努力を継続している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	-
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	○23年6月にバンコクにおいて、また8月には北京において、国際観光振興機構の事務所が現行の基金事務所入居ビルに移転を完了した。

このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。

○平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している20箇所について、共用化の可能性について個々に情報共有を図り、3省間で会議を開催する等検討を進める。

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。(職員研修・宿泊施設は保有していない。)</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○本部事務所については、平成20年度中の本部移転により、以下のとおり、借料の大幅削減を達成しているが、平成24年度に向け、引き続き市況を踏まえた交渉を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度実績額653,364千円 ・平成23年度予算額409,214千円(対平成18年度実績削減額▲244,150千円、削減率▲37.4%) <p>○京都支部についても、従前より引き続き運営の効率化と経費節減の取組みに努めている。特に事務所借料については、平成20年度中の移転により、以下のとおり、大幅削減を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度実績額20,343千円 ・平成18年度実績額10,448千円 ・平成23年度予算額 4,634千円(対平成15年度削減額▲15,709千円、削減率▲77.2%) <p>(対平成18年度削減額▲5,814千円、削減率▲55.7%)</p> <p>○日本語国際センター及び関西国際センターについては、運営方法、コスト等の不断の見直しを行うとともに、施設・設備の適切な運営、改修に努めている。</p> <p>○職員宿舍については、職員数、年間の海外赴帰任数、過去の利用状況等の確認、分析に基づいた必要数精査の結果をとりまとめたので、それに基づき、不要宿舍を処分の予定。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成22年2月に設置した外部有識者等から成る契約監視委員会による随意契約、一者応札・応募契約等に係る点検の結果に基づく改善措置を講ずることで、以下のとおり改善した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全契約件数に占める随意契約件数比率 <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度:随意契約156件/全契約328件=47.6% ⇒平成22年度:随意契約144件/全契約356件=40.4% ・全一者応札・応募案件数に占める新規発生案件の件数比率 <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度:新規発生案件20件/全一者応札・応募案件30件=66.7% ⇒平成22年度:新規発生案件10件/全一者応札・応募案件26件=38.5%
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のウェブサイト上で公表した。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、契約に係る情報は全て公表してきているが、これらに加え、当基金において管理又は監督の地位にある職を経験した者が役員等として再就職しており、かつ、総売上高等に占める当基金との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況についての情報を平成23年度中に公開することを検討している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○関連公益法人に対する業務委託については、その妥当性につき厳正な見直しを行うとともに、競争性のある契約への移行を進めてきたところであるが、平成22年度において、独立行政法人会計基準に定める関連公益法人等に該当する法人は存在しない。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)に基づく共同調達の対象品目、発注仕様、入札参加資格、事務コスト等についての政府での統一的な検討結果を踏まえ、共同調達等の導入可能性を検討する。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>—</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○平成23年度の日本語国際センターの施設管理・運営業務を公共サービス改革法に基づく民間競争入札とし、経費の節減を図った。平成24年度は、本業務の他、関西国際センターの施設管理・運営業務等についても民間競争入札を導入予定。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○従来より、各種契約における競争入札の実施の推進、節電をはじめとする光熱水料に係る経費節減、各種事業における受益者負担の更なる適正化等による、調達の効率化、経費の削減を図っているところである。 ○今後も公共サービス改革基本方針に基づき、関西国際センターの施設管理・運営業務等への民間競争入札の導入を検討するほか、随意契約及び一者応札並びに総合評価落札方式における評価基準等について契約監視委員会による点検結果を踏まえた見直しを図ることで、調達の一層の改善を推進する。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	-
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○以下の取組により、対国家公務員指数(ラスパイレズ指数)を平成17年度以降着実に低下させてきた。 (1)平成18年12月に制定した新しい給与制度で以下の施策を導入 ①本俸月額引下げ:平均▲5.8%(国家公務員の平均引下げ率▲4.8%から▲1.0%さらに引下げ)⇒全体の給与水準の引下げ ②年次昇給の割合を引下げ、年功序列から職責・能力・評価に応じた昇格を重視する等級・職階制を導入⇒高年齢者層の給与水準の引下げ ③基本給連動の年功的役職手当の定額化⇒平均役職手当額の引下げ ④役職離脱の仕組みの導入(参事・副参事職の設置)⇒高年齢者層の給与水準の引下げ (2)国家公務員における措置を越える給与抑制・削減措置 ①管理職員の賞与支給率を国家公務員より低く抑える(平成19年度、22年度追加) ②国家公務員で行われた若手職員の俸給表増額を実施せず(平成19年度) ③役職定年制の導入(平成20年度) ④国家公務員に新設の「本府省業務調整手当」にあたる手当は導入せず(平成21年度) ⑤給与制度移行に伴う現給補償の打ち切り(平成21年度) ○平成19年度における総務省とりまとめの「独立行政法人の役職員の給与等の水準」の公表時に設定した平成22年度における達成目標値(対国家公務員指数:123.2、地域・学歴換算指数:104.7)を平成21年度において達成(対国家公務員指数122.0、地域・学歴換算指数101.7)した。平成22年度においては、指数はさらに低下した(対国家公務員指数:120.5、地域・学歴換算指数:100.2)。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のウェブサイト上で公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○従前より基金ウェブサイト上において、組織に関する情報の一つとして役員(法人の長、理事、監事)の報酬額について公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○従前より監事による監査及び外務省独立行政法人評価委員会によりチェックを受けている。

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○第二期中期目標計画期間(平成19年度～23年度)の最終年度である平成23年度までに平成18年度比▲15.0%以上の一般管理費削減の達成に向けて努力している。具体的には、平成18年度以降の人員費抑制・削減措置、平成20年度における本部事務所移転等に加え、従来より、各種契約における競争入札の実施の推進、節電をはじめとする光熱水料に係る経費節減等による調達効率化、経費の削減を図ってきている。今後公共サービス改革方針に基づき、随意契約及び一者応札並びに総合評価落札方式における評価基準等について契約監視委員会による点検結果を踏まえた見直しを図ること等で調達の一層の改善を推進する。</p> <p>○第二期中期目標計画期間(平成19年度～23年度)の最終年度である平成23年度までに平成17年度比▲6.0%以上の人員費削減の達成に向けて努力している。具体的には、以下の施策を実施してきた。</p> <p>(1)平成18年12月に導入した新給与制度の運用</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本俸月額引下げ(平均△5.8%)⇒全体の人員費の削減 ②年次昇給の割合を引下げ、年功序列から職責・能力・評価に応じた昇格を重視する等級・職階制を導入 ⇒高年齢層の人員費の削減 ③基本給連動の年功的役職手当の定額化 ⇒役職手当総額の削減 ④役職離脱の仕組みの導入(参事・副参事職の設置) ⇒高年齢層の人員費の削減 <p>(2)国家公務員における措置を超える給与抑制・削減措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管理職員の賞与支給率を国家公務員より低く抑える(平成19年度、22年度追加) ②国家公務員で行われた若手職員の俸給表増額を実施せず(平成19年度) ③役職定年制の導入(平成20年度) ④国家公務員に新設の「本府省業務調整手当」にあたる手当は導入せず(平成21年度) ⑤給与制度移行に伴う現給補償の打ち切り(平成21年度)
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。</p> <p>○海外出張費については、国家公務員に準じたエコノミークラス航空賃利用や、割引航空賃使用促進により、経費の節減、合理化を行った。</p> <p>○給与振込経費は必要最小限に抑えている。</p> <p>○職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○平成21年度より、契約監視委員会において全ての契約に関する点検(予定価格の適正性確認を含む)を受けており、その結果を契約事前審査に反映させている。</p> <p>○平成23年度中に、調達業務における予定価格積算の指導・助言、マニュアル整備等を行う調達支援班を設置する予定。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定めた「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」を整備し、コンプライアンス推進委員会を設けることとした。</p> <p>○コンプライアンス推進委員会は、国際交流基金の役員、部長等と外部有識者から構成される。現在、外部有識者を選定中であり、決定後年度前半に開催する予定である。</p>

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○日本語能力試験については、実施地の状況に応じた受験料の適切な設定と受験者数増のための努力を続けた結果、大幅な増収を達成した。また、21年度より実現した黒字化については、22年度において維持した(収入623,210千円、支出597,931千円)。23年度も引き続き黒字の維持と、自己収入の拡大に努める。日本語能力試験収入の推移は以下のとおり。</p> <p>平成19年度: 220,511千円 平成20年度: 235,847千円 平成21年度: 799,440千円 平成22年度: 623,210千円</p> <p>○今後も、事業実施国の事情も勘案した上で、日本語能力試験受験料、海外日本語講座受講料等、各種事業における参加費・サービス利用料等の受益者負担の更なる適正化につき、不断の見直しを続ける。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○景気回復の遅れを反映し、当面企業・個人からの寄附金等獲得が困難な状況が続くことが予想されるが、より多くの寄附金受入れに繋がりうる方策として、平成23年度中にクレジットカード決済を前提とした民間運営のオンライン寄附サイトの活用、法人会員制度の整備を進める。また、具体的な個別事業を対象とした協賛、寄附金の獲得を目指す。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○基金が発行した日本語教材や美術展カタログ等の販売を通じ、自己収入の拡大に努める。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○公募プログラムについては、事前評価として、募集の際に公開している「選定方針」に沿った審査を行い、さらに外部専門家による審査や、採否案に対する助言を加味して案件を選択している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○個別のプロジェクト(事業)は、原則として単年度で実施しているが、2年以上にわたる助成プロジェクト等については、年度ごとに中間報告書等を取り付け、事業の進捗を確認したうえで事業継続の可否を判断している。</p> <p>○公募助成プログラムの事前評価の結果として採用事業をプログラムごとにウェブサイトに掲載している。</p> <p>○事後評価は、プログラムごとに自己評価を実施するとともに、外部専門家からの評価を受けているが、その内容は、業務実績報告書としてウェブサイトに掲載している。</p>